

年末調整の時期がやってきました！

●年末調整とは？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

① 所得税額の精算

毎月の給与から天引きしている源泉所得税は、仮の金額です。1年間の給与が確定した時点で税額も確定しますので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

この精算手続きを「年末調整」といいます。

② 確定申告の代わり

所得がある個人は、原則として確定申告をしなければなりません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与のみをもらっている人は、確定申告は不要ということになります。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人



(前職があるときは、その源泉徴収票を現在の勤務先に提出した人に限ります。)

- ③ 12月の給与をもらってから退職した人

●還付金額が減る原因は？

前年と比べて、還付金額が減った場合には、以下のような原因が考えられます。

① 給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

源泉徴収税額表の見間違いや、復興特別所得税を含めないで計算していた場合があります。

また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも還付金額が減る可能性があります。

② 扶養親族の減少

奥様が働き始めたり、お子さんが就職し独立した場合などに、還付金額が減ることがあります。

③ 保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・地震保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は、控除できません(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい)。

●確定申告が必要な人は？

- ① 医療費控除を受ける人(上限200万円。セル

フメディケーション税制の場合は上限8万8千円。)

- ② マイホームを購入し、住宅ローン控除を初めて受ける人(金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります)。
- ③ 給与以外の所得がある人
- ④ 給与収入が2,000万円を超える人
- ⑤ 2ヶ所以上から給与をもらっている人、等

●令和2年分から適用の改正点

令和2年分の年末調整から適用される大きな改正点は、以下の通りです。

① 給与所得控除の改正

控除額が一律10万円引き下げられるとともに、控除上限額が適用される給与等の収入金額が850万円(改正前:1,000万円)に、控除上限額は195万円(改正前:220万円)に引き下げられました。

② 基礎控除の改正

控除額が10万円引き上げられ最大48万円となり、合計所得金額が2,400万円を超える場合にはその金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える場合には基礎控除の適用はできないこととされました。(改正前:一律38万円)

③ 各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

控除の対象となる扶養親族等の合計所得金額要件が10万円引き上げられました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

ご不明点がございましたら担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。(小林 雅美)